



発行所 ☎730-0012
 広島市中区上八丁堀8番10号
 建設業労働災害防止協会広島県支部
 発行人 高見誠 一
 TEL(082)228-8250
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号
 中外印刷株式会社
 TEL(082)291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建設防広島」の購読料が含まれています。 5月号

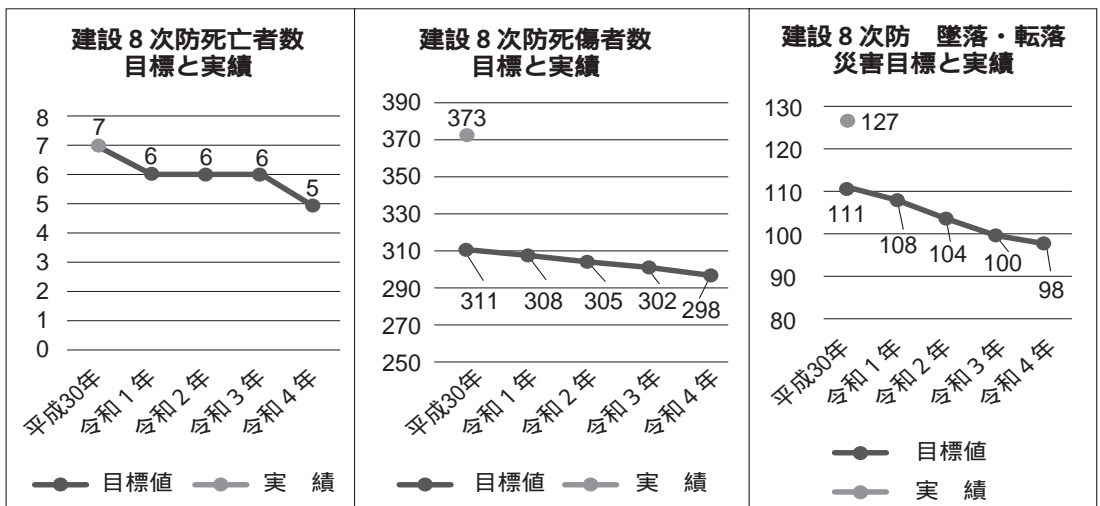
平成30年の建設業・全産業の労働災害発生状況が確定し、概要がまとまる

平成30年1月から12月における広島県内の労働災害発生状況発生状況（確定値）を広島労働局が取りまとめました。

これによりますと、全産業では死傷災害は88人（2.8%）増加し3,090人から3,178人となり、ここ10年間で最も災害が多い年になりました。また、死亡災害は前年の31人からやや減少して28人（-9.7%）となっております。全産業の死傷災害のうち、転倒災害はその割合が年々増加し742人となり4分の1（23.3%）を占めており、最も多くなっています。

建設業では、死傷災害は373人で前年の314人に比べ59人（18.8%）増加し、過去10年間で最も多い発生状況です。また、死亡災害が4人から8人に大幅に増加した前年に引き続き7人となり、わずか1人の減少にとどまりました。とりわけ、墜落・転落災害4人のうち、車両系建設機械の転落災害2件、車両系建設機械では機体の逸走により轢かれる災害が3件となりました。また、土木工事が5件で、うち4件が公共工事で発生しました。今年も既に2件の死亡災害が発生し、いずれも昨年の豪雨災害の災害復旧工事で、重機に挟まれ災害、法面から転落災害によるものです。

平成30年は、国の第13次労働災害防止5か年計画、建災防の第8次同5か年計画の1年目にあたり、平成29年の労働災害発生状況をもとに平成30年から5年間に、死傷災害を5%減少し298人以下に、死亡災害を15%以上減少させ5人以下、墜落・転落災害を15%以上減少し98人以下とする目標を基に、労働災害防止対策を推進してきましたが、残念ながら死傷災害はここ10年で最多と急増し、死亡災害は高止まりしています。また、新しく建災防の目標とされた墜落・転落災害も前年より11人（9.5%）の増加になりました。仕事が急増し、人手不足のなか、計画の目標を達成するには非常に厳しい状況となっておりますが、残る4年間でより一層、積極的な災害防止活動を進める必要があります。



目 次

平成30年の建設業・全産業の労働災害発生状況が確定し、概要がまとまる 1
 広島県における労働災害発生状況の推移
 建設業 2
 全産業 3
 建設業における平成30年度（10月～平成31年3月）
 司法事件一覧 4

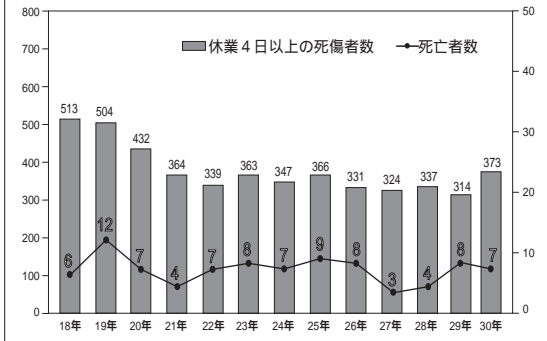
平成31年度における建設事業主等に対する人材開発
 支援助成金のご案内 4
 平成31年度労働保険年度更新手続き 5
 一括有期事業を行う事業主の皆様へ 5
 外国人材受け入れ制度の見直しについて（情報提供） 6
 労働災害発生状況 7
 講習・行事コーナー（令和元年5月～7月） 8

広島県における労働災害発生状況の推移

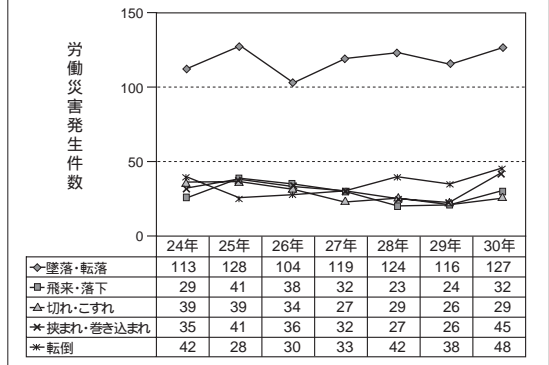
広島労働局 健康安全課 (平成30年確定値)

建設業 (死亡災害及び休業4日以上之死傷災害)

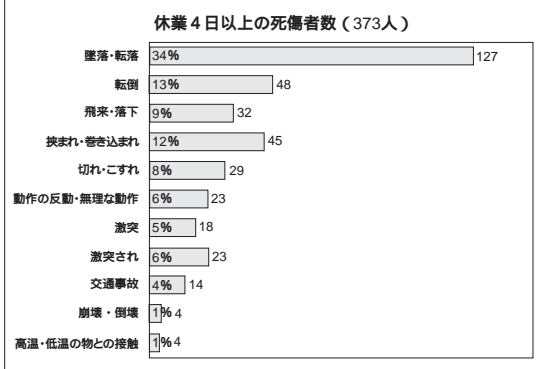
建設業における死傷者の推移



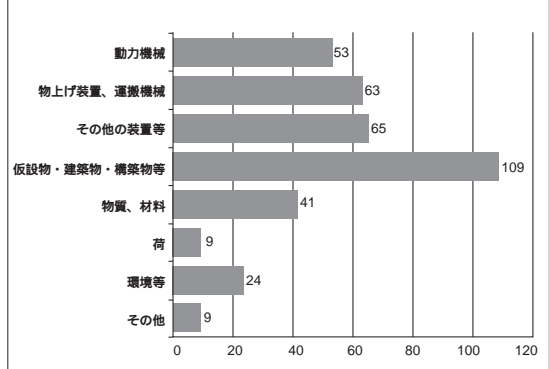
建設業における災害の型別の推移



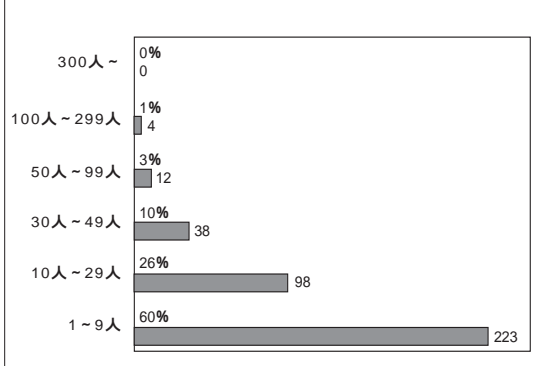
平成30年 災害の型別 労働災害発生状況



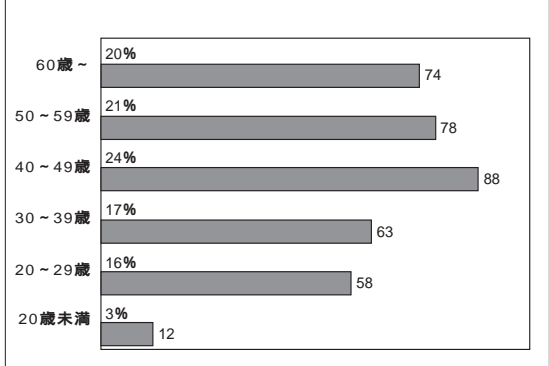
平成30年 起因物別 労働災害発生状況



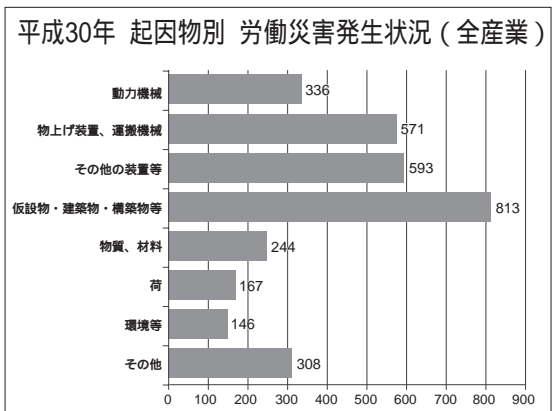
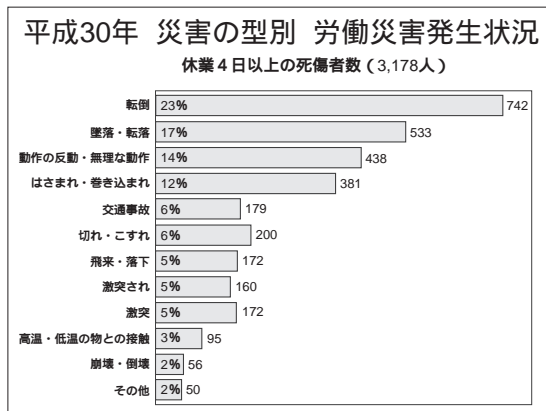
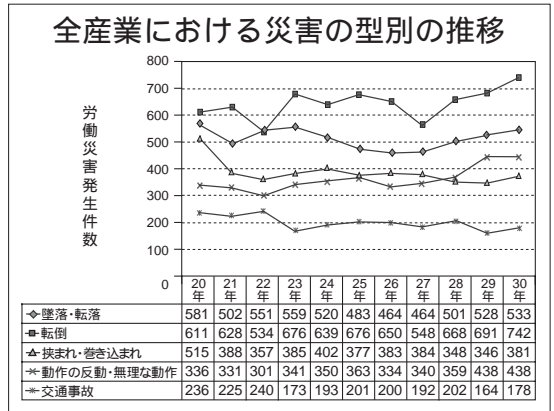
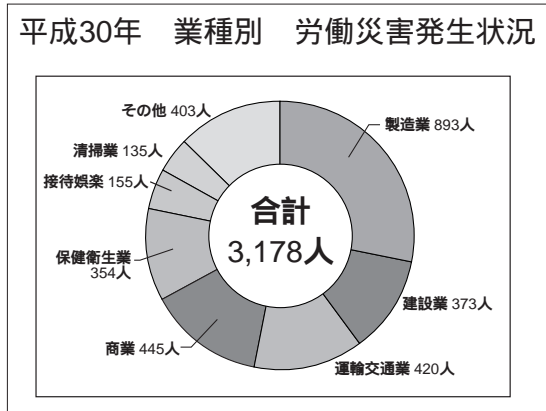
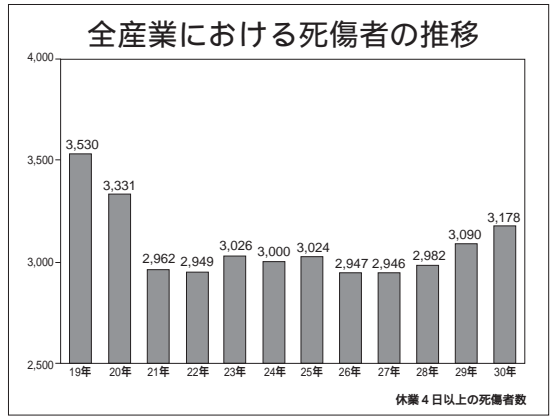
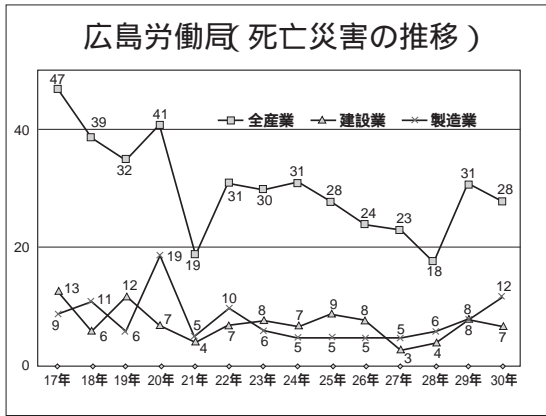
平成30年 規模別 労働災害発生状況



平成30年 年齢別 労働災害発生状況



全 産 業 (死亡災害及び休業4日以上之死傷災害)



建設業における平成30年度(10月～平成31年3月)司法事件一覧

広島労働局監督課

番号	業種	送致時期	被疑法令	条項	あ ら す じ
1	その他の建設業	平成30年11月	労働安全衛生法違反	労働安全衛生法第100条第1項(労働安全衛生規則第97条第1項)	工事現場で、自社の労働者が工事資材を手に持ち運搬していたところ、ドア材と資材との間に右手指を挟まれ、休業約5か月の負傷を負ったことを把握したのに、労働安全衛生法に定める労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかったとして、会社と代表者が送検された。
2	建築工事業	平成31年3月	労働安全衛生法違反	労働安全衛生法第21条第2項(労働安全衛生規則第519条第1項)	建築工事現場で、深さ約6メートルの開口部(機材搬入口)からコンクリートホッパーを搬入する作業中、労働者1名が墜落し重傷を負う災害が発生した。下請け会社の職長は、開口部に囲い、手すりを設ける等の墜落防止措置を講じなければならなかったのに、これを怠ったとして、下請け会社及び職長が送検されたもの。
3	土木工事業	平成31年3月	労働安全衛生法違反	労働安全衛生法第20条(労働安全衛生規則第155条第1項)	建設工事現場で、ドラグショベルを運転して地山掘削作業中の労働者が小段から転落し、ドラグ・ショベルの下敷きとなって死亡する災害が発生した。適切な作業計画を定めて作業を行わせなければならなかったのに、これを怠ったとして元請会社と同社の代表取締役が送検されたもの。

平成31年度における建設事業主等に対する人材開発支援助成金(旧建設労働者確保育成助成金)のご案内(重要なお知らせ)

くわしくは、当支部ホームページ、又は厚生労働省のホームページ「建設事業主等に対する助成金」をご覧ください。

種 類	概 要	助 成 額
建設労働者技能実習コース(技能実習・特別教育など)	雇用する建設者に有給で技能実習させた建設事業主に対して助成	【経費助成】 (20人以下の中小建設事業主) 支給対象費用の3/4(1) (21人以上の中小建設事業主) 35歳未満 支給対象費用の7/10(2) 35歳以上 支給対象費用の9/20(2) (中小建設事業主以外の建設事業主)(3) 支給対象費用額の3/5(3) (1)被災三県(岩手、宮城、福島県)については10/10 (2)被災三県については4/5 (3)女性の建設労働者に技能講習を受講させた場合に限る 【賃金助成】 (一つの技能実習につき最長20日間) (20人以下の中小建設事業主) 1人あたり日額7,600円(8,360円)(4) (21人以上の中小建設事業主) 1人あたり日額6,650円(7,315円)(4) (4)受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価 【生産性向上助成】 (20人以下の中小建設事業主) 1日あたり日額<2,000円> (21人以上の中小建設事業主) 1日あたり日額<1,750円>

平成31年度労働保険年度更新の手続きは、

6 / 3 ~ 7 / 10

までにお願ひします。

労働保険料の延納（分割納付）の納付期限は次のとおりです。

		3回分割		
		第1期 (初期)	第2期	第3期
納付期限	個別事業	7月10日	10月31日	翌年1月31日
	労働保険 事務組合		11月14日	翌年2月14日

個別事業の3回分割については、要件があります。

納付期限が土曜日に当たるときはその翌日、日曜日に当たるときはその翌日が期限日です。

年度更新申告書は5月31日までに送付する予定です。

年度更新申告書の記入方法等はコールセンター【フリーダイヤル：0120 - 008 - 715】のお問い合わせが便利です。IP電話・携帯電話・PHSからも利用可能です。但し、IP電話については契約内容によって利用できない場合もあるので、ご注意ください。

電子申請による年度更新手続きもご利用下さい。（手続きにはあらかじめ電子証明書の取得が必要です。）

平成31年年度の労働保険率、雇用保険料率は平成30年度と変更ありません。

一括有期事業を行う事業主の皆様へ

平成31年4月1日以降は、

**一括有期事業を開始する際の
事務手続きの一部が不要になります！**

1 一括有期事業開始届の廃止

平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、**「一括有期事業開始届」を提出する必要はありません。**

2 一括有期事業の地域要件の廃止

平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、**遠隔地で行われるものも含めて一括されます。**

<ご注意>

平成31年3月31日以前に開始する一括有期事業については、これまでどおり、一括有期事業開始届の提出が必要となり、また地域要件が適用されます。

これまで、地域要件以外の一括の要件を満たすにもかかわらず、地域要件によって一括されなかった有期事業が、今回の改正により、労働保険料の納付事務を行う事務所で一括されることとなります。

労働保険料の納付事務を行う事務所の変更を求めるものではありません。

有期事業が一括されるには、概算保険料の額が160万円未満であり、事業の規模が請負金額1億8000万円未満（建設の事業）又は素材見込生産量1000立方メートル未満（立木の伐採の事業）であることなどが必要です（これらの要件に変更はありません。）

労働保険給付事務は、労働保険料の納付事務を行う事務所の所在地を管轄する労働基準監督署で行います。

**お問い合わせ先：広島労働局総務部労働保険徴収課（082 - 221 - 9246）又は、
最寄りの労働基準監督署へ**

外国人材受け入れ制度の見直しについて(情報提供)

国内で働く外国人については、「労働政策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」により、雇入れ又は離職の際にハローワークを通じて厚生労働省に届出ることが義務付けられ、国は毎年10月末の雇用状況を取りまとめ翌年1月公表しています。これによれば日本で働く外国人は年々増加し平成30年10月末現在146万463人で、前年より18万1,793人、14.2%増加し、10年前の約49万人に比べ3倍になり、外国人を雇用する事業所数は21万6348か所で前年比2万1,753か所、11.2%増加しました。背景に日本の生産年齢人口の減少、景気の回復、深刻な人手不足等があります。

広島県内の外国人労働者の雇用状況は、平成30年10月の同届出結果によれば、雇用事業所数が4,387事業所(前年同期3,938 449増、11.4%増)雇用労働者数が31,851人(前年同28,358人3,493人増、12.3%増)となっており、やはり増加傾向にあります。

在留資格別では、専門的分野(通訳・料理人等)3,245人、10.2%、特定活動(ワーキングホリデー等)940人、3.0%、技能実習(技能実習生として活動)15,354人、48.2%、資格外活動(留学等)5,029人、15.8%、身分に基づく在留資格(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等)7,283人、22.9%となっており、技能実習が約半数を占めています。産業別では建設業1,833人、5.8%、製造業16,887人、53.0%、情報通信業176人、0.6%、卸売・小売業3,648人、11.5%、宿泊・飲食・サービス業1,426人、4.5%、教育・学習支援業1,274人、4.0%、等となっています。

昨年の臨時国会において改正された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成30年法律第102号)」により、本年4月より外国人材を受け入れる新たな制度が施行されることとなり、「建設分野における新たな在留資格(特定技能)」での外国人技能者の受け入れも開始されることになりました。

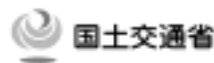
特定技能とは、技能実習生から一定の条件により技能・語学試験なしで特定1号(最大5年間在留が認められる)さらには特定2号(熟練した技能を有すると認められれば、期間を定めない在留、家族の帯同ができる)に移行できる制度といわれています。

今まで建設企業が受け入れた技能実習生の失踪や、不法就労が多く発生していたことなどから、適切な処遇の確保や監理の仕組みを建設分野独自の措置として、受入基準の追加「上乘せ基準」を検討しています。

現在平成31年1月28日付でパブリックコメントを行い、これを基に改正案を決定し、7月1日以降の技能実習計画の認定申請又は適正監理計画の新規・変更申請から適用する予定になっています。

くわしくは国土交通省のホームページ「外国人材受け入れ制度見直し」をご参照ください。

建設分野における上乘せ基準(案)



	特定技能 (新設する基準)	技能実習 (下線部:追加する基準)	外国人建設就労者受入事業 (下線部:追加する基準)
受入企業に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人の受入に関する計画の認定を受けること 建設業法第3条の許可を受けていること 建設キャリアアップシステムに登録していること 建設業者団体が共同して設立した団体(国土交通大臣の登録が必要)に所属していること等 	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習計画の認定を受けること 建設業法第3条の許可を受けていること 建設キャリアアップシステムに登録していること 等 	<ul style="list-style-type: none"> 適正監理計画の認定を受けること 建設業法第3条の許可を受けていること 建設キャリアアップシステムに登録していること 等
処遇に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人に対し、日本人と同等以上の報酬を安定的に支払、技能習熟に応じて昇給を行うこと 1号特定技能外国人に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること 1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等 	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生に対し、日本人と同等以上の報酬を安定的に支払うこと 雇用条件書等について、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めること 技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること 等 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人建設就労者に対し、日本人と同等以上の報酬を、安定的に支払、技能習熟に応じて昇給を行うこと 外国人建設就労者に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること 外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録すること 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人(と外国人建設就労者の合計)の数が、常勤職員の数を超えないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと 	<ul style="list-style-type: none"> (1号特定技能外国人と)外国人建設就労者(との合計)の数が、常勤職員の数を超えないこと

平成29年・30年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成30年確定値)

事故の型別	墜落・転落	転倒	激突	飛来落下	崩壊倒壊	激突され	はたき・巻き込まれ	切れこすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の物との接	有害物等との接	感電	火災	交通事故(道路)	動作の反動・無理な動作	その他	合計
平成29年	(3) 116	38	19	24	9	(1) 11	26	26	1	0	(2) 6	0	0	2	(2) 11	23	2	(8) 314
平成30年	(4) 127	48	18	32	(1) 4	(1) 23	45	29	2	(1) 1	3	2	0	0	14	23	2	(7) 373

()内は、死亡で内数

平成29年・30年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成30年確定値)

監督署別	全 産 業							建 設 業								
	平成29年			平成30年			増減数	平成29年			平成30年			対前年増減数	対前年増減数(%)	建設業/全産業(%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	7	971	978	10	967	977	-1	2	95	97	2	91	93	-4	-4.1	9.5
呉	4	291	295	0	326	326	31	0	30	30	0	26	26	-4	-13.3	8.0
福山	9	639	648	6	681	687	39	4	62	66	1	87	88	22	33.3	12.8
三原	4	185	189	6	175	181	-8	1	32	33	1	25	26	-7	-21.2	14.4
尾道	2	195	197	3	193	196	-1	0	16	16	0	28	28	12	75.0	14.3
三次	2	181	183	2	179	181	-2	1	18	19	2	23	25	6	31.6	13.8
三島	2	338	340	1	357	358	18	0	41	41	1	46	47	6	14.6	13.1
廿日市	1	259	260	0	272	272	12	0	12	12	0	40	40	28	233.3	14.7
合計	31	3,059	3,090	28	3,150	3,178	88	8	306	314	7	366	373	59	18.8	11.7

平成30年・31年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成31年3月末)

事故の型別	墜落・転落	転倒	激突	飛来落下	崩壊倒壊	激突され	はたき・巻き込まれ	切れこすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の物との接	有害物等との接	感電	火災	交通事故(道路)	動作の反動・無理な動作	その他	合計
平成30年	(1) 25	10	2	1	1	2	6	2	1	1	0	0	0	0	3	4	0	(1) 58
平成31年	16	2	4	1	2	(1) 5	4	6	1	0	0	0	0	0	4	5	1	(1) 51

()内は、死亡で内数

平成30年・31年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成31年3月末)

監督署別	全 産 業							建 設 業								
	平成30年			平成31年			増減数	平成30年			平成31年			対前年増減数	対前年増減数(%)	建設業/全産業(%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	0	117	117	1	147	148	31	0	13	13	0	15	15	2	15.4	10.1
呉	0	43	43	0	37	37	-6	0	2	2	0	4	4	2	100.0	10.8
福山	1	114	115	1	111	112	-3	0	13	13	0	5	5	-8	-61.5	4.5
三原	0	22	22	2	27	29	7	0	2	2	1	5	6	4	200.0	20.7
尾道	0	39	39	1	34	35	-4	0	4	4	0	5	5	1	25.0	14.3
三次	1	43	44	0	25	25	-19	1	9	10	0	3	3	-7	-70.0	12.0
三島	0	61	61	0	46	46	-15	0	9	9	0	7	7	-2	-22.2	15.2
廿日市	0	39	39	0	38	38	-1	0	5	5	0	6	6	1	20.0	15.8
合計	2	478	480	5	465	470	-10	1	57	58	1	50	51	-7	-12.1	10.9

平成31年建設業死亡災害発生状況

(平成31年4月末現在)

No.	発生日	職 種	職 種	性別	年齢	経験	事故の型	起因物	災 害 発 生 状 況
1	2月	道路河川災害復旧工事	鉄筋工	男	70代	5年	激突され	掘削用機械	災害復旧工事現場で掘削機械のバケットのフックにワイヤロープをかけて護岸用のコンクリートブロックを吊り上げて据え付ける作業中、掘削機械の運転手が作業状況を確認するため立ち上がり座った際、着衣に施回用のレバーが引っ掛かり、このためアームが施回し、その横で配筋中の被災者に吊り荷が接触し被災したものと。
2	4月	災害復旧工事	作業員	男	70代	35年	墜落・転落	立木等	豪雨災害で斜面が崩壊した神社の法面工事のため、斜面上の高所で樹木の枝の伐採作業中、枝とともに約14メートル下の地上に転落した。

令和元年度講習計画

(5月～7月末までの計画)

建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者のための安全衛生教育
「建設従事者教育」(6時間)
*要請により、随時実施(支部)

作業主任者技能講習日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	受付分会	型枠支保工	実施場所	受付分会
7月18～19日	福山市	福山	5月27～29日	呉市	呉	6月10～11日	福山市	福山
24～25日	広島市	支部	6月24～26日	広島市	支部	7月10～11日	広島市	支部
			7月3～5日	福山市	福山			
建築物等の鉄骨の組立て等	実施場所		実施場所		実施場所		受付分会	
6月11～12日	広島市		支部		6月14・15日・17日		広島市	

特別教育日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	フルハーネス型安全帯使用作業	実施場所	受付分会	高所作業車運転業務	実施場所	受付分会
5月21日	福山市	福山	5月24日	尾道市	尾道	7月25日	福山市	福山
31日	呉市	呉	28日	広島市	支部			
6月4日	広島市	支部	6月10日	三次市	三次	自由研削砥石取替え等業務	実施場所	受付分会
13日	尾道市	尾道	18日	広島市	支部	5月27日	福山市	福山
7月25日	三原市	三原	7月4日	広島市	支部	6月27日	広島市	広島
巻上げ機(ウインチ)運転	実施場所		実施場所		実施場所		受付分会	
6月27日	呉市		呉		7月26日		呉市	

特別教育に準じた教育日程

振動工具取扱作業従事者	実施場所	受付分会	刈払機取扱い作業	実施場所	受付分会
6月26日	福山市	福山	6月4日	福山市	福山

統括・職長等各種教育日程

現場管理者統括管理	実施場所	受付分会	職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	斜面点検者教育	実施場所	受付分会
6月4日	呉市	呉	5月16～17日	福山市	福山	7月16日	三次市	三次
7月4日	尾道市	尾道	23～24日	広島市	広島	足場能力向上教育	実施場所	受付分会
熱中症予防指導員・管理者	実施場所		実施場所		実施場所		受付分会	
5月16日	広島市		支部		6月13～14日		呉市	
6月7日	福山市		福山		18～19日		三次市	
19日	広島市		支部		26～27日		三原市	
7月2日	福山市		福山		7月17～18日		広島市	
			職場環境改善 実施担当者講習	実施場所	受付分会	6月20日	尾道市	尾道
			7月23日	広島市	支部	7月11日	呉市	呉
						7月30日	広島市	支部

*詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。
なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部 (082) 228 - 8250

広島県支部各分会

広島分会 (082)228 - 8252
呉分会 (0823)22 - 6886
福山分会 (084)924 - 4320

三原分会 (0848)63 - 9920
尾道分会 (0848)22 - 8918

三次分会 (0824)62 - 4391
廿日市分会 (0829)31 - 0196

ホームページアドレス

建災防広島県支部
建災防広島県支部広島分会
建災防広島県支部福山分会
建災防広島県支部三次分会

<http://www.jcosha-hiroshima.jp/>
<http://www.jcosha-hiroshima.jp/hiroshimabunkai/>
<http://fukubun.sakura.ne.jp/>
<http://ww7.enjoy.ne.jp/~kfm62/>